

提出をお忘れなく

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届 父子家庭等児童育成手当現況届

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当（所得制限により支給停止の方も含みます）・父子家庭等児童育成手当を受給している方は、現況届（特別児童扶養手当は所得状況届）を提出していただく必要があります。

この届けは受給資格の有無、前年の所得状況やお子さんの監護状況を確認するものです。提出が遅れたり、なかったりすると、8月分以降の手当の受給が遅れたり受けられなくなることがありますので、忘れずに提出してください。

受付期間

- ・児童扶養手当
8月2日(月)～8月31日(火)
- ・特別児童扶養手当
8月11日(水)～9月10日(金)
- ・父子家庭等児童育成手当
8月2日(月)～8月31日(火)

提出先

市民窓口センター、各支所、社会福祉課

※対象の方には届出用紙を送付していますので、ご確認ください。

児童扶養手当一部支給停止除外届出書について

現在手当を受給され、5年を経過している方は、個別に通知していますが、現況届け時にも同様の届を提出していただきます。同封していただきますので必ず提出をお願いします。

児童扶養手当拡大のお知らせ

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月分手当から父子家庭の父にも支給されることになりました。

児童扶養手当を受給するためには、申請（認定請求）が必要です。該当すると思われる方は、お早めに社会福祉課までお問い合わせのうえ、11月30日までに手続きをしてください。（この日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。）

現在、父子家庭等児童育成手当を受給中の方には、ご案内を送付しています。

家庭サポート情報をお届け

母子家庭や父子家庭の皆さんに、年3回（6月、10月、2月予定）、県や市の各種情報をお届けする「ひとり親家庭サポート定期便」事業を行っています。滋賀県ひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けします。ご希望の方は、社会福祉課までお申し込みください。

問い合わせ 社会福祉課 児童家庭支援係 ☎ 65-0705 📠 63-4085

発達支援に関する情報を発信

ここパスメール開始



市では支援を必要とする人の一人ひとりに応じた継続した支援を行うため、「ここあいパスポート」を発行しています。このほど、ここあいパスポートを利用されている方に、発達支援に関する情報を発信する「ここパスメール」を始めました。ここパスメールは、ここあいパスポートを申請し、メールアドレスの登録をしていただいた方へ、発達支援講演会、学習会、書籍等のご紹介、アンケートなどをお知らせし、継続した支援に役立てていただくものです。

ここパスメール配信手続方法

1 「件名」か「本文」にここあいパスポートの対象者のご本人の名前を入力する

※登録いただいた情報は、ここパスメール配信以外の目的では使用しません。

2 kokoai@city.koka.lg.jp のアドレスをあて先に入力、またはQRコードを読み取る。



3 メールを送信する。

※メールの受信制限（迷惑メール対策など）をされている方は、このアドレス(kokoai@city.koka.lg.jp)からのメール受信が可能になるよう、解除等の設定を行ってください。

ここあいパスポートとは…

一人ひとりに応じた「継続した支援」を行うために成長記録を書き込むノートです。

ここあいパスポートは支援を必要とする人に医療、保健、福祉、教育、就労などの各機関が、乳幼児期、小中学、高校、大学、就労などの一人ひとりのライフステージに応じてとぎれなく支援が行えることをねらいとしています。

問い合わせ 発達支援室 ☎ 65-0735 📠 63-4085